

食中毒事案の法的処理に関する日韓比較

誌名	食品衛生学雑誌
ISSN	00156426
著者名	藤原, 凜
発行元	[日本食品衛生学会]
巻/号	61巻5号
掲載ページ	p. 161-170
発行年月	2020年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



総説

食中毒事案の法的処理に関する日韓比較

藤原 凜*

Japan-Korea Comparison of Legal Treatment of Foodborne Diseases Cases

Rin FUJIWARA*

Hakodate, University:

51-1 Takaoka-cho, Hakodate, Hokkaido 040-0044, Japan

はじめに

世界保健機関は、食中毒 (Foodborne Diseases) を「食物の摂取によって引き起こされる感染症または毒性の病気」と定義する¹⁾。

一方、日本では「食品衛生法」(昭和22年法律233号)1条が「飲食に起因する衛生上の危害の発生」の防止を目的と定め、同21条の2においては「食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒」を食中毒とする。厚生労働省は、かかる定義に基づき、毎年その発生状況を集計・公表している^{*1}。

韓国では、食品衛生法(2009年法律9432号)の2条14号において、食中毒を「食品を介して摂取された人体に有害な微生物または有毒物質により、発生または発生したものと判断される感染型または毒素型の疾患」と定義する。これを受け、食品医薬品安全処は、疫学調査の結果、食品または水が疾病の原因と確認され、かつ同一の食品または同一供給源の水を摂取したのち、二人以上が類似する疾病を経験する「集団食中毒」²⁾に係る年次統計を公開している^{*2}。

日韓ともに食品安全法制が大きく変わった2003年から直近の確定値が入手できる2018年までの食中毒の全体像を比較すると、次のとおりである。なお、韓国側が集団食中毒患者を基準にしているため、日本側も各年の「食中毒発生事例」のデータから患者数が一人の事件を除外し、それぞれの項目の患者数の合計を「患者数」に、データの個数を「事件数」としている。

図1のとおり、日本における食中毒の事件数は、2006年の1,138件をピークに、平均千件前後で推移しており、全

体的には減少傾向にあるものの、近年は下げ止まっている。患者数も2006年の3万8千件に対し、直近の2年間は約半分程度にまで減少しているが、2018年は前年より若干増えている。これに対し、韓国は図2が示すとおり、2005年の109件をボトムに、近年は事件数が400件に迫る勢いで増加している。患者数も2005年の5,711人に比べると、2018年は11,504人と倍増しているが、韓国の場合、年ごとの増減が激しく、一概に増加傾向にあると断定することはできない。実際、人口10万人あたりの食中毒発生率^{*3}は、2018年を除く全期間において、韓国が日本より低い。

また、直近の2018年を例に、原因物質別の患者数を見てみると、日本と韓国では大きな違いが見られた。図3のとおり、日本では二人以上罹患した食中毒事件の半数がノロウイルスによるもので、もっとも多い。次いで、ウェルシュ菌やカンピロバクター・ジェジュニ/コリをはじめとする細菌性の原因物質が約4割、化学物質や寄生虫も一定数見られ、原因を究明できなかった患者は3.57% (事件数では1.80%)にとどまった。韓国は図4が示すとおり、サルモネラ属菌を筆頭とする細菌性の原因物質が75%を占め、ウイルス性は13%のみで、化学物質に起因する食中毒は見られなかった。そして、患者数の約1割は原因物質が解明できず、これを事件ベースで見ると、全体の訳4割弱(134件)が原因不明となっており、日本に比べるとその割合がかなり高い。

原因物質が占める割合の差異は、月別の発生状況の違いも招来する。すなわち、ウイルス性の食中毒が半数以上を占める日本では、気温の低い12月(2,294人)や3月(2,155人)に患者数が多いのに対し、韓国では細菌性の食中毒が発生しやすい8月(1,536人)や9月(5,239人)に集中している。

さらに、原因施設別の患者数も、日本は飲食店が半数以上を占めているが、韓国は学校・飲食店・その他集団給食

* 連絡先 f-rin@hakodate-u.ac.jp

函館大学: 北海道函館市高丘町51-1

*1 厚生労働省食中毒統計資料(2020年1月25日最終閲覧). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html

*2 韓国食品医薬品安全処, 韓国食中毒統計(2020年1月18日最終閲覧). <https://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/healthyfoodlife/foodPoisoningStat.do>

*3 日本の人口を1億2千万人に、韓国の人口を5千万人と仮定し、発生率=(患者数/人口)×100,000で算出している。

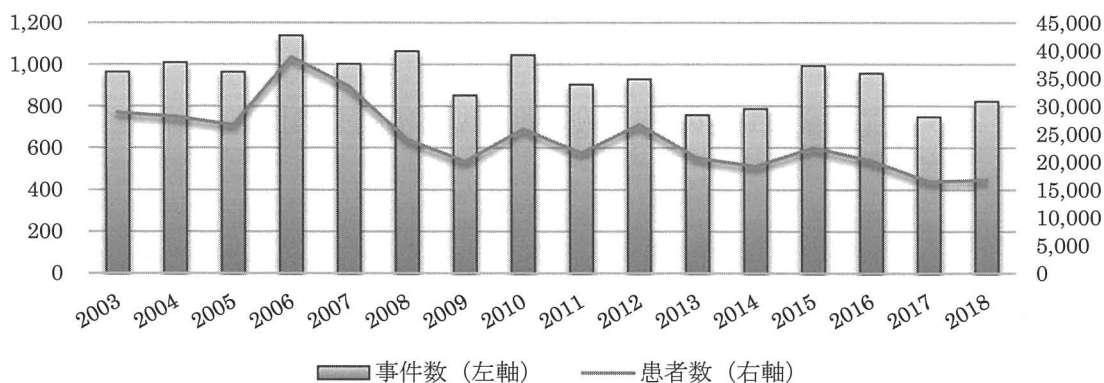


図1. 日本における食中毒の発生状況（二人以上）

厚生労働省の「食中毒統計資料」のデータをもとに筆者作成，2020年1月18日最終閲覧。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html）

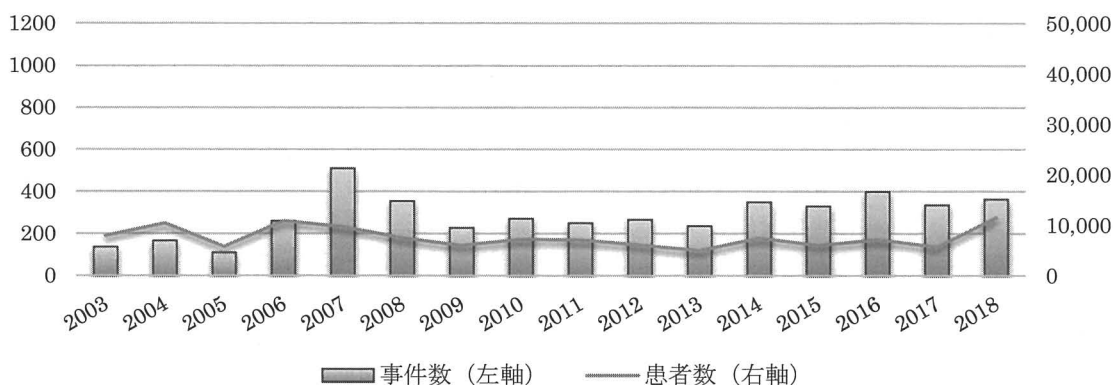


図2. 韓国における食中毒の発生状況（二人以上）

食品医薬品安全処の「食品安全情報ポータル」のデータをもとに筆者作成，2020年1月18日最終閲覧。（<https://www.food-safetykorea.go.kr/portal/healthyfoodlife/foodPoisoningStat.do>）

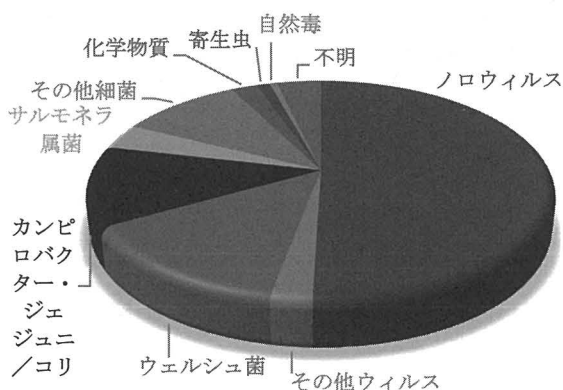


図3. 日本の原因物質別食中毒患者数（2018年）

厚生労働省の「食中毒統計資料」のデータをもとに筆者作成，2020年1月18日最終閲覧。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html）

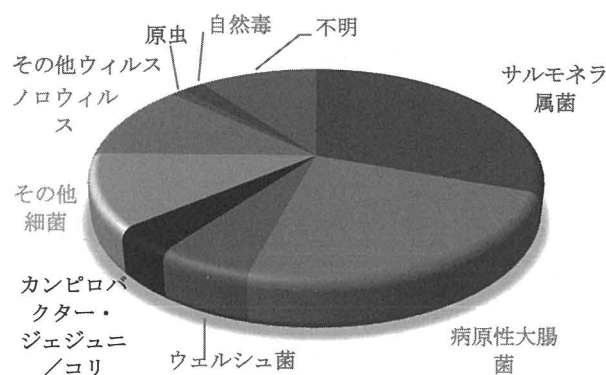


図4. 韓国の原因物質別食中毒患者数（2018年）

食品医薬品安全処の「食品安全情報ポータル」のデータをもとに筆者作成，2020年1月18日最終閲覧。（<https://www.foodsafetykorea.go.kr/portal/healthyfoodlife/foodPoisoningStat.do>）

の順に多く、かかる3か所で約64%、うち飲食店は2割にとどまる。なお、発生件数については、日韓ともに飲食店が最も多く、日本は823件中593件が、韓国は363件中202件と、いずれも半数以上を占める。

本稿では、これらの異同の原因を、法学的観点から分析することで、国境をまたいだ食の安全を確保する効果的な手法を提示することを目的とする。具体的には、日韓の食中毒に係る食品衛生行政・食中毒管理システムとその根拠

表1. 中央部処（日本の省庁に当たる）別食品安全管理業務の分担状況

品目	フードチェーン				
	生産	輸入	国内加工	流通	消費
農産物	農林畜産食品部・食品医薬品安全処		食品医薬品安全処		
水産物	海洋水産部・食品医薬品安全処		食品医薬品安全処		
畜産物	農林畜産食品部・食品医薬品安全処		食品医薬品安全処		
食用・天然塩	海洋水産部		食品医薬品安全処		
健康機能食品	食品医薬品安全処				
飲用水	環境部				
酒類	国税庁		食品医薬品安全処		
集団給食	教育部と教育庁（学校給食運営・安全管理） 食品医薬品安全処（学校給食以外の集団給食所安全管理）				

*文献3の19頁をもとに筆者作成。

法令、罰則規定および食中毒事案に対する裁判所の判断を順に比較検討する。最後に、越境食中毒事案の解決手法の1つと思われる、日韓共通食品安全基準の策定に向けての提案をもって結びとする。

1. 日韓の食中毒管理システムの全体像

1.1 食品衛生行政の比較

周知のとおり、日本の食品衛生行政は、「リスク分析」の考え方のもと、食品安全委員会がリスク評価を（「食品安全基本法」平成15年法律48号）、厚生労働省・農林水産省等がリスク管理を（「食品衛生法」など）、消費者庁等がリスクコミュニケーションを（「消費者安全法」（平成21年法律50号）、それぞれ担当する。

この点、韓国も「リスク分析」の考え方を取り入れ、食品医薬品安全処がリスク管理とリスクコミュニケーションを、食品医薬品安全評価院がリスク評価を行う。ただし、農林畜産食品部・海洋水産部等が管轄する食品については、リスク管理とリスク評価が同一の部処で行われ、部処間の調整を図るべく「食品安全政策委員会」（「食品安全基本法」2008年91法律21号7条）が設置された。かかる食品安全管理システムにおいて、中核的な業務を遂行しているのは、「食品医薬品安全処」である。一方、表1のとおりその他中央行政機関も品目別・段階別に食品安全管理業務を担う。

両国の食品衛生行政を比較すると、日本の場合リスク評価機関とリスク管理機関がそれぞれ独立して業務を行いつつも、消費者庁が総合調整をし、相互に連携しつつ業務を展開している。一方、韓国ではリスク評価機関とリスク管理機関が独立しておらず、リスク評価機関の中立性を確保できる制度の運用が求められる。また、総合的な政策調整機構として設立された食品安全政策委員会だが、常設機

関ではなく、専門性および調整機能の不十分さが指摘される*4。さらに、一部において、産業振興を目的とする品質管理と食品衛生のための安全管理が分離していない³⁾。例えば、安全管理をはじめとする農水産物関連業務は、農林畜産食品部に委託されている（「農水産物品質管理法」2011年法律10885号⁴⁾。日本も2003年以前は、農林水産省の同一の局（生産局）が産業振興行政と食品安全行政を所管し、BSE問題の主な反省事項の1つだった⁵⁾。

1.2 食中毒管理体制の比較

1.2.1 生産・製造段階における食中毒予防

食中毒対策については、フードチェーン全体を通じた衛生管理の向上が求められる。そのうち、生産製造過程での食中毒予防対策として注目されているのが、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とGAP（Good Agricultural Practice）認証制度である。

日本は、2018年の「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律46号）により、全ての食品事業者に、従来の一般衛生管理に加え、HACCPによる衛生管理手法の導入を義務づけた。規模による違いはあるものの、事業者の自主責任に依拠しつつ、地方自治体の食品衛生監視員は、営業許可手続き・立入検査等のさまざまな機会を通じて、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、その内容の有効性や実施状況を検証する⁶⁾ 仕組みとなっている。GAP制度は、農林水産物の工程管理を目的に、民間認証で運用されているが、目下日本では多数の制度が併存しており、制度に対する認知度の低下や国際認証の普及の遅延などの問題点が指摘されている。

これに対し、韓国は食品医薬品安全処が中心となって、2002年から食品安全管理認証基準（HACCP）の義務化が始まった（「食品衛生法」48条・「健康機能食品に関する法律」38条）。2010年には小規模企業に対しても義務化されるとともに、あらゆる畜産物および食品を対象にその範囲が拡大し、日本より10年以上先行している。

一方、問題点も多く指摘される。例えば、認証の取得率

*4 Lee, J. 韓国の食品安全行政. 韓中日食品安全行政の比較 (Proceedings of Comparative Study on Food Safety Administration in Korea, China and Japan, School of Law Pusan National University) 2017, p. 41-72.

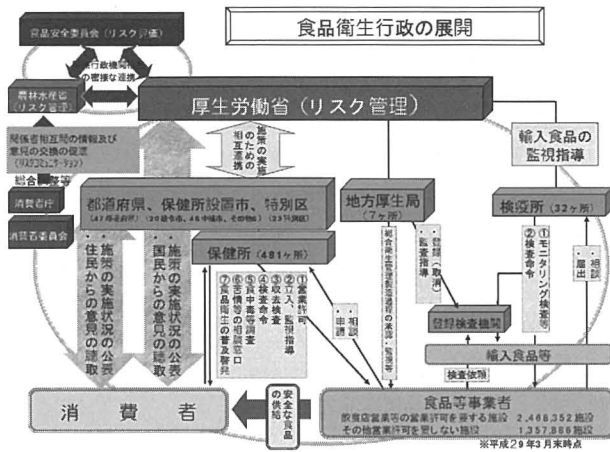


図5. 日本の食品衛生行政の全体像

厚生労働省ホームページ（2020年2月25日最終閲覧）
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000179038.pdf>

は持続的に伸びているものの（（2014年）12.8%→21.5%（2018年））、未取得率（80%弱）も高く、HACCP定期評価の不適合率も6%に達する^{*5}。GAP認証も、2018年現在の認証取得農家数が8万6,789戸（8.3%相当）、耕地面積は10万1,815 ha（6.3%）と低い^{*6}。

国際標準化の流れの中で、今後は日韓ともに制度の実効性確保が課題となる。ただ、食品医薬品安全処傘下の韓国食品安全管理認証院が管理している韓国の認証制度は、行政が食品安全事故の責任を取る構図になりかねず、これから普及を目指す日本では避けるべき道といえよう。

1.2.2 食中毒の管理

日本の食中毒管理システムは、図5に示すとおり、食品安全委員会が科学的な知見に基づいて、食品中に含まれる危害要因を分析し、厚生労働省は他の関係省庁や都道府県等および全国に設置されている保健所と連携し、食中毒予防のための監視指導や教育啓発、食中毒の対応と事後調査等を行う。消費者庁は、一元的な消費者窓口を設置し、情報を一元的に集約・分析・公表するとともに、隙間事案につき、他の省庁が所管する法律に基づく措置を求めることができる。

このほかにも、厚生労働省は毎年「食品中の食中毒菌汚染実態調査」を実施し、食中毒の防止に努める。さらに、

平時から情報を共有し、「緊急事態等」^{*7}への即応体制を整えるべく、11の関係府省から構成される情報連絡網を整備している^{*8}。地方レベルでは、都道府県知事等は、「食品衛生法」に基づき、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣および消費者庁長官に提出しなければならない。

一方、韓国における食中毒管理は、食品医薬品安全処が統括する。食中毒の予防対策・教育広報・原因調査などの業務のほかに、「食中毒対策協議機構」を運営する（「食品衛生法」87条）。同機構は、食中毒を効率的に予防し、発生時の迅速な対応を可能にするべく、原則年に2回の定例会議のほか、実務協議会を開催する（2015年食品医薬品安全処訓令83号）。各部処の業務内容は、機能別に生産段階の管理部処と施設管理部処に分類できる。前者は、農林水産畜産物の生産および環境に係る事項を（農林畜産食品部・海洋水産部・環境部・疾病管理本部）、後者は給食関連施設の管理を管轄する（教育部・法務部・国防部・保健福祉部・女性家族部・警察庁）。また、地方自治体は、現場の衛生監視・検査・事故対応など、執行業務のほとんどを遂行している（表2参照）。

1.2.3 事故情報の収集および分析利用

食中毒の対応において、発生後の処理と並んで重要になってくるのが、事故情報の収集・分析・共有、およびそれによる食中毒の事前予防体制の整備である。

日本の食品衛生法58条1項によれば、食中毒の患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、24時間以内に、最寄りの保健所長に届出なければならない。また、保健所長がその他の食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告する（同2項）。なお、医師以外の者から通報があった場合や、保健所職員の聞き込みによって、食中毒発生を知った場合もこれに準ずる。都道府県知事等は、食中毒患者等が一定数以上発生し、またはそのおそれがある場合は、直ちに厚生労働大臣に報告する義務があり（同3項）、かかる情報は厚生労働省から消費者庁に通知される。さらに、食中毒事案のうち、「消費者安全法」の2条7項に定める重大事故等は、直ちに内閣総理大臣に通知される（12条）。

2008年に広域発生した中国産冷凍餃子による薬物中毒事案をきっかけに、2009年4月に夜間休日を含めた緊急時における情報伝達の窓口として「食中毒被害情報管理室」が設置された。翌年の4月には、同室の情報管理体制の整備を図るため、厚生労働省と地方自治体の間で食中毒関連情

^{*5} Kim, J. 食品安全管理規格認証の現状と展望。日中韓食品安全共同研究会一東アジア共通食品安全基準の形成に向けて。(Proceedings of Japan-China-Korea Food Safety Symposium—Towards East Asian Common Food Safety Standards), 2019, p. 114–139. なお、概要については下記参照、2020年1月25日最終閲覧。 https://hakodate-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=353&item_no=1&page_id=13&block_id=21

^{*6} Farmers Newspaper, September 13, 2019. (Last accessed on January 20, 2020). <https://www.nongmin.com/news/NEWS/ECO/CMS/315225/view>

^{*7} 消費者庁、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」、平成24年9月28日関係閣僚申し合わせ（2020年1月20日最終閲覧）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/130415safety_1.pdf

^{*8} 消費者庁、「消費者安全情報総括官制度について」、平成24年9月28日関係府省局長申し合わせ（2020年1月20日最終閲覧）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/130415safety_2.pdf

表2. 食中毒予防および管理業務分担システム

区分	食品医薬品安全処	地方分庁	地方自治体
食中毒予防管理	-食品衛生法、運営指針の制定・改定および統括管理 -汎政府食中毒対策協議会の運営等調整・管理	-食中毒原因調査班を運営し、食中毒原因食品の実態調査および追跡管理（ただし、学校および集団給食施設で食中毒患者が50人以上発生した場合、市・道教育長と合同調査）	-各地方自治体の実態に応じ、詳細な運営計画を策定・実施 -一般食品等に対する食中毒の原因調査
ノロウイルス監視システム	-ノロウイルスの実態調査の統括管理 -ノロウイルスの塩基配列分析	-ノロウイルス管理計画の策定および実態調査 -その他本処の指示に基づく検査業務	-市・道単位の管理計画の策定および施行 -ノロウイルスの実態調査（保健環境研究院*） *日本の地方衛生研究所に相当
食中毒菌の追跡管理	-食中毒菌追跡管理の統括 -食中毒菌統合情報網の管理	-収去検査等食中毒菌検査 -食中毒原因菌の追跡調査	-収去検査等食中毒菌検査（保健環境研究院） -食中毒原因菌追跡調査
食中毒予防教育・広報	-食中毒予防のための教育・広報の統括管理	-食中毒教育・広報の支援	-市・道、市・郡・区単位の計画策定および施行

*文献3の44頁をもとに、筆者作成。

報の即時共有を可能とする食中毒調査支援システムNESFD (National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease) の運用が開始された⁷⁾。

さらに、2017年に関東地方を中心に広域的に発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件で、早期の探知が遅れ、共通の汚染源の調査や特定が効果的に進まなかったため、2018年の食品衛生法の改正では、広域食中毒事件につき、厚生労働大臣は広域連携協議会を設置・活用し、対応に努めるとした。

一方、韓国の食品衛生法86条は、食中毒の患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、またはその死体を検案した医師・韓医師 (Doctor of Korean medicine)、並びに自らが提供した食品等により、食中毒患者等が発生した集団給食所の設置・運営者は、遅滞なく管轄市・郡・区の長に届出なければならない（同1項）。また、かかる届出を受けたものは、遅滞なく食品医薬品安全処長および市・島知事に報告し、原因を調査して結果を報告しなければならない（同2項）。

また、統合食品安全情報網の「食品安全統合データベースシステム」を構築し、食中毒関連情報を一元的に収集している。食品医薬品安全処は、従来部処別に保有していたこれら167種のデータを分析し、「食中毒予測地図サービス」および「ピブリオ敗血症菌予測システム」等を提供している。

食中毒の関連業務において、日韓は指揮をとる中央省庁、現場処理を担う地方、ともに事後対応となる検査に重点が置かれている点で共通する。つまり、事前探知のための情報収集およびその分析は遅れている。一方、韓国の特徴としては、食中毒の原因究明率が低いことが挙げられる。その理由としては、疫学調査の対象が主な原因菌もしくは原因食品に限定され、生産工程や環境要素等に対する分析が欠けていることが挙げられる。食品産業の成長や気

候変動に伴い、日韓ともに食中毒対策の費用が増大しているなか、食中毒の発生パターンの解析や原因菌の遺伝子解析など、IoT (Internet of Things) を利用した食中毒予防および対応システムの構築が急務と思われる。

2. 食中毒関連法規上の罰則の比較

日韓両国の食品衛生管理において、中心的な役割を果たしているのが「食品衛生法」である。そして、それぞれの立法目的を達成するために、表3および4のような処罰規定を置いている。両者を比べると、全行為類型につき、韓国の罰則のほうが日本の罰則より重い。具体的には、韓国の食品安全法令の根幹をなす「食品衛生法」は、計51の罰則規定を設けている。そのうち、2つは3年以上の懲役刑のみで、累犯加重の場合は罰金刑の併科も可能となる。10年以下の懲役若しくは1億ウォン以下の罰金、またはその併科が可能な行為態様は6種、加えて2つの累犯加重規定、5年以下の懲役もしくは5,000万ウォン以下の罰金、またはその併科が可能なものが10存在する。このほかにも、3年以下の懲役若しくは3,000万ウォン以下の罰金、またはその併科ができるのが2つ、3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金を科せられるのが21、1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金を科せられるのが4つ、および2つの両罰規定が存在する。

これに対し、日本の「食品衛生法」で最も厳しい処罰は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（情状により併科）である。比較すると、約半数が自由刑・罰金額ともに日本の法定刑を上回っており、とりわけ刑期の長さが目立つ。また、罰則規定の数自体も、行政罰の過料等を含め計47種用意されている日本に比べると韓国の方が多く、日本では罰金のみ、かつ50万円以下と少額の場合が多い。反面、韓国はすべての罰則規定に自由刑が設けられ、最低の罰金額も日本円に換算して約100万円以下となっている。

表3. 韓国の食品衛生法上の罰則

韓国		罰則（重い順）	
行為態様	条文		
①牛海绵状脳症（狂牛病）・炭疽病・鳥インフルエンザを患った動物を使用した食品又は食品添加物の製造・加工・輸入・調理（販売目的）	93条1項	3年以上の懲役	
②麻黄・附子・川烏頭・草烏・白附子・蟾酥・白鮮皮・非沃斯を原料又は成分とする食品又は食品添加物の製造・加工・輸入・調理（販売目的）	93条2項		
①～②で製造・加工・輸入・調理した食品又は食品添加物を販売した場合	93条3項	加重処罰	小売価額の2倍以上、5倍以下に相当する罰金を併科
①～②の罪で刑の確定宣告を受けた者が、5年以内再び①～②で製造・加工・輸入・調理した食品又は食品添加物を販売した場合	93条4項	加重処罰	小売価額の4倍以上、10倍以下に相当する罰金を併科
③有害食品等の販売等	94条1項1号→4条	10年以上の懲役または1億ウォン以下の罰金or併科	
④疾病獣畜の肉等の販売等	94条1項1号→5条		
⑤基準・規格の定めのない化学的合成品等の販売等	94条1項1号→6条		
⑥有毒な器具等の販売・使用	94条1項2号→8条		
⑦営業許可	94条1項3号→37条1項		
①～⑥の罪により刑が確定した日から5年以内に再び①～⑥の罪を犯した場合	94条2項	加重処罰	1年以上10年以下の懲役
94条2項の食品又は食品添加物を販売した場合	94条3項	加重処罰	小売価額の4倍以上、10倍以下の罰金の併科
⑧規格・基準に違反した食品又は食品添加物の販売・製造等	95条1号→7条4項	5年以下の懲役又は5,000万ウォン以下の罰金or併科	
⑨規格・基準に適合しない器具及び容器・包装等	95条1号→9条4項		
⑩営業登録違反	95条2号の2→37条5項		
⑪営業制限違反	95条3号→43条		
⑫有害食品の回収措置違反	95条3号の2→45条1項前段		
⑬差押え・廃棄処分違反	95条4号→72条1項		
⑭回収・廃棄命令違反	95条4号→72条3項		
⑮有害食品の公表違反	95条4号→73条1項		
⑯営業停止命令違反	95条5号→75条1項		

韓国の「食品衛生法」をもとに筆者作成。なお、本表は日本の法定刑より重い条文のみ取り上げる。

つまり、法人に対する1億円の両罰規定を除けば、概して日本の法定刑のほうが著しく軽い傾向にある⁹⁾。

3. 司法から見る日韓食中毒事案の特徴

3.1 検察および裁判所による処理の実態の比較

本項では、韓国の「刑事政策研究院」が運営する「犯罪と刑事司法統計情報（CCJS）」の検察年鑑DBおよび司法年鑑DB、日本のe-Statのデータをもとに、両国の食品安全法違反に対する検察および裁判所の処理実態を概観し、その特徴を比較分析する。なお、食品安全法違反を分析の対象にしたのは、両国ともに適用頻度が最も高く、食中毒に特化した法律違反の統計データは存在しないためである。

まず、韓国の場合、検察による受理人員は約2万4千人から9千人で推移し、起訴人員はもっとも少なかった

2018年でも日本の最も多かった年の132倍ある。冒頭で見た食中毒の発生率に照らすと、検察の態度が極めて厳しい。公判請求人員と有期懲役を言い渡された人員はそれぞれ平均240人と19人で、韓国では相当数の事件が食品衛生法違反で裁判所に持ち込まれていることがわかる。これに対し、日本は全ての項目において、大きな変化は見られない。検察に受理された人員は平均70人、起訴人員は平均26人、公判請求人員に至っては平均3人と非常に少なく、裁判所による量刑を追跡して韓国と比較できるほどの適用頻度すら見られない（表5参照）。

以上をまとめると、法定刑が極めて厳しい韓国において食品安全事犯は、全体的に減少傾向にあるものの、刑罰の適用頻度が極めて高い。これに対し、日本は罰則規定が軽いうえに、その適用頻度についても比較にならないほど少

表4. 日本の食品衛生法上の罰則

日本		罰則 (重い順)	
行為態様	条文		
①有害食品等の販売・製造等 (販売目的に限る. 以下同じ)	71条1項1号→6条	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 ※情状により併科 (71条2項)	
②異常獣禽・家禽の肉等の販売等	71条1項1号→10条1項		
③添加物含有食品等の販売・製造等	71条1項1号→12条		
④販売禁止食品の販売 (一般に飲食に供されることがなかった物であって人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの)	71条1項2号→7条1項		
⑤販売禁止食品の販売 (一般に食品として飲食に供されている物であって当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているもの)	71条1項2号→7条2項		
⑥販売禁止食品の販売 (人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかった物)	71条1項2号→7条3項		
⑦有害食品等に対する廃棄等命令違反	71条1項3号→54条1項		
⑧虚偽表示食品等に対する廃棄等命令違反	71条1項3号→54条2項		
⑨営業停止等命令 (有害食品等の提供等によるもの) 違反	71条1項3号→55条		
①～⑨	78条1号	両罰規定	法人: 1億円以下の罰金 個人事業主: 300万円以下の罰金
⑩規格・基準に違反した食品等の販売・製造等	72条1項→13条2項	2年以下の懲役または200万円以下の罰金 ※情状により併科 (72条2項)	
⑪農業等残留食品の販売・製造等	72条1項→13条3項		
⑫有害な物質の含まれる食品用器具・容器包装等の販売・製造等	72条1項→16条		
⑬表示基準に違反した食品用器具または容器包装等の販売・販売目的の陳列・営業使用	72条1項→19条2項		
⑭公衆衛生に危害を及ぼす恐れのある食品等の検査命令違反	72条1項→26条		
⑮飲食店等の無許可営業	72条1項→52条1項	両罰規定	
⑩～⑮ (⑫除く)	78条1号		
⑯～⑳15の行為態様	73条・74条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
㉑～㉔14の行為態様	75～77条	罰金刑のみ300万以下～50万円以下	
㉕～㉗3の行為態様	78条2号	罰金刑のみの両罰規定200万以下～50万以下	

日本の食品衛生法、ならびに田中良弘「食品安全法制における罰則規定一わが国における行政罰の各論的検討 (2)」法制理論51巻2号、2018年、41頁以下を参照のうえ、筆者作成。

なく、刑法の謙抑性・補充性が貫かれていると評価できる。統計データから見えてくる日韓の違いを踏まえ、次項では実際の判例から両国の食品安全事犯の特徴を比較する。

3.2 日韓の事案の比較

3.2.1 判例の概要

1. (韓国) 議政府地方法院 2015가합2017*9

〈事案の概要〉

2014年9月27日、被告BおよびCが百貨店Dの食品館にて海鮮丼2パックを購入し、夕食時に自宅で食したとこ

ろ、嘔吐や下痢などの症状が現れた事故につき、Dと製造物賠償責任に関する保険契約を締結した原告のA損害保険株式会社が被告人等を相手に保険金支払債務不存在確認訴訟を提起した。

*9 事件番号は、裁判所において受け付けた年度、事件の種類を表す符号、その年度のその種類の事件について受付の早い順に振られる通し番号、の3部分から構成されており、裁判所と事件番号の両方を特定することで、裁判所が受け付けた事件を一意的に特定することができる。かかるルールは、日韓ともに共通している。

表5. 日韓食品衛生法違反事犯に対する処理状況

	検察受理		起訴		公判請求		有期懲役		財産刑	
	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国
2003		23,084		18,120		245		44		1,180
2004		24,136		18,078		272		25		1,505
2005		17,464		12,196		146		15		1,497
2006	46	13,111	18	9,665	2	86		7		1,008
2007	104	13,241	39	9,884	0	157		9		963
2008	81	12,816	25	9,371	5	169		12		998
2009	67	17,131	22	10,553	8	137		9		975
2010	85	15,300	32	8,826	11	152		8		982
2011	67	15,197	25	8,977	4	135		5		774
2012	68	13,889	25	8,357	1	133		15		753
2013	78	17,279	28	10,351	3	413		22		969
2014	66	15,234	25	8,831	3	376		22		1,017
2015	81	14,760	39	8,139	1	524		29		920
2016	83	15,011	28	8,166	4	381		40		807
2017	63	13,059	21	7,079	0	339		32		837
2018	51	9,238	17	5,159	1	170		17		542

日本の受理・起訴・公判請求人員は、e-statの「検察統計」の「罪名別被疑事件の既済及び未済の人員」による。
 韓国の受理・起訴・公判請求人員は、「検察年鑑DB」の「全体事件の犯罪類型別受理・処理人員」による。
 韓国の有期懲役・財産刑の人員は、「司法年鑑DB」の「法律資料コード→第1審判決現況」による。

〈判旨〉

裁判所は、「被告人等の嘔吐および下痢等の症状は、本件海鮮丼が原因であると推認され」、当日同じ商品を購入した「他の消費者に食中毒の症状が現れなかった」事実のみでは、因果関係の推定を覆すには至らない」と判示した。なお夕食を摂取する前は、被告等に特段の身体的異常は見られず、当日食した他の食べ物はBおよびCの家族も食したが、異常は現れなかった。以上により、「保険契約上の保険事故によって被告人等に損害が発生」しており、保険者である原告は被告人等に本件保険契約所定の保険金を支払う義務がある」としたうえで、被告Bに2,010,000ウォンを、同Cに2,014,000ウォンを超える保険金支払債務は存在しない旨判示した。

2. (韓国)ソウル中央地方法院 2016ナ33362

〈事案の概要〉

2014年8月、ソウルの世和女子校の生徒ら1,000人あまりが、学校給食で供された卵焼きを食べ、サルモネラ菌に感染したと思われる集団食中毒の症状を呈した。疫学調査の結果、食品製造業者のA社が納品した卵焼きから食中毒菌のサルモネラが検出された。ソウル学校安全共済会は学校安全事故補償法に基づき、被害者らに46,804,640ウォンを支給し、2015年6月A社および食材の配送・供給業者B社に求償金請求訴訟を提起した。

〈判旨〉

1審は、「卵焼きを除き、あらゆる給食の保存食および調理器具からサルモネラ菌が検出され」ず、「A社等が食品の製造過程で衛生管理を徹底して細菌等の感染等を防止し、安全な食品を納入する注意義務を怠った」として損害賠償責任を認めた。B社は1審の結果を受け入れたが、A社は不服として控訴した。

これに対し、ソウル中央地方法院民事2部は、A社の控訴を棄却し、原審の判断を維持した。裁判部は、①疫学調査が食品衛生法上の集団給食所保存食規定に基き取去された冷凍保存食で行われ、配膳前に既にサルモネラ菌に感染したと思われること、②被告が同じ生卵を使用して調理した他の食品による食中毒事件が発生しなかったとしても、卵自体が異なるうえに、「卵焼きは他の製品と違って厚さがあり、加熱しても中心部まで熱が届かず、サルモネラ菌が死滅しない可能性がある」こと、③学校における加熱により、「被告の製造・納品過程での過失と本件食中毒事故との因果関係」は断絶しないとした。そして、④仮にB社の配送に問題があったとしても、「製造過程で既に混入したサルモネラ菌の増殖への影響はさておき、新たにサルモネラ菌を混入させる要因と見ることはできない」とし、製造業者と納品業者の双方の過失を認め、損害賠償を命じた。

3. (日本) 和歌山地判 平成29(行ウ)2^{*10} (事案の概要)

2017年1月、和歌山県の「御坊市立給食センター」において、市から委託を受けたA社(原告)が調理した磯和えを食し、750人以上がノロウイルスによる食中毒に感染した。調査の結果、御坊保健所(被告)は、本件食中毒の原因食品は磯和えで、その汚染経路は特定に至らなかったが、Aに営業停止処分(2017年1月28日から同年2月10日までの14日間、以下「本件処分」とする)を言い渡した。そこでAは、本件処分は違法であると主張して、被告を相手に本件処分の取消しを求めた。なお、同時期に東京都・大阪市で発生した大規模な集団食中毒事件でも、本件事案で使用された刻み海苔と同型のウイルス遺伝子が検出された。

(判旨)

裁判所は、「本件処分について、現時点で既に営業停止期間は経過している」が、先行処分による後行処分の加重規定を理由に、「本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が認められる」とした。そして、本件処分の違法性の有無につき、「取消事由の有無の判断に当たっては、処分行政庁が処分当時認識していた事情ではなく、本件処分当時に客観的に存在した事情を基礎とすべき」とし、「本件処分の原因となる基本的な事実関係すら記載されていないのであるから、行政手続法14条1項本文、3項の要求する書面による理由の提示がなされたということとはできない。よって、本件処分には取消事由となるべき手続的違法性が認められる」と判示した。

3.2.2 検討

上記3件は近年の食中毒事件に対する裁判所の判断である。1および2の事案は、消費者を保護する方向で、3の事案は事業者を保護する結果となっている。実際、韓国では食中毒の原因となる食べ物と発症との因果関係を比較的ゆるく解釈し、一応の関係性が認められれば事業者等に責任を負わせている。一方、日本では、処分理由が明記されていないという手続上の不備を根拠に、食中毒と相当因果関係を有しない事業者の処分を取り消している。ちなみに、2018年9月に韓国で発生した「給食チョコケーキ事件」では、57の学校から2,207人の食中毒患者を出したとして、原料の卵白供給会社の代表に懲役3年、法人には罰金4,000万ウォン、製造業社の代表にも懲役1年の実刑が言い渡されたにもかかわらず、直接生産に関わっていない販売業者が不起訴処分となったことが波紋を呼び、法改正につながった。具体的には、販売業者がHACCP認証を取得しながら本件事故を招来したことをうけ、2019年7月、HACCPの主要な安全衛生条項(原料検収(検査)・地下水の殺菌・作業場の洗浄・重要管理点)違反または定期調査・評価スコアが60%未満の場合、直ちに認証を取り消すワンストライクアウト制度(one-strike out)を導入し

た。現在は、販売業者をも処罰できる方向に制度を改正すべく、議論が進行している。判例もまたこれまでの検討を如実に表しているといえよう。

結びに代えて

科学技術の急速な進歩や経済のグローバル化の進展によって、食品安全問題は国境を超えて発生し、法律の枠組みを変えざるをえない事態も生じている⁹⁾。これらの事態に対処すべく、WTO-SPS協定以来、世界各国はCODEXが採択している規格・ガイドライン等に基づいて、食品の基準・規格を設定しており、日韓ともに例外ではない。しかし、CODEX基準は、主に西側先進国の主導で基準規格が設定されるため、東アジアの食文化に対応できない部分が多々見られる。さらには、基準策定の議論に関与していない一部のアジア諸国にとって、かかる基準は非関税障壁となり、輸出入過程で不利に働くことがある。

一方、東アジアはすでに、北米・EUと同規模の食品市場を形成している。食習慣が類似している東アジア諸国が協力し、食品安全管理のための政策および基準を合理的に統合することは、食品安全管理水準の向上ならびに消費者の保護に資するのみならず、非関税障壁の解消、貿易の活性化による食品産業の振興、ひいてはアジア基準の国際化と国際信用度の向上につながる¹⁰⁾。

東アジア共通法に関する先行研究は、多数見られるが^{11), 12)}、現段階では具体的な基準の統合に向けて、政府レベルの協議機構を発足せんとする動きは見られない。筆者は、かかる状況を打破する糸口として、自治体外交による経済原理の活用を提案する。すなわち、地方自治体と研究機関が連携し、既存の法律や条約の枠組みの中で、フードチェーン全体の「安全性」につき、科学基準と法的基準を整理・分析し、地域の特性にあった輸出入システムを協議し構築していく。同時に、そのリスクコミュニケーションの内容から、各国における客観的な安全基準と主観的な安全認識の差異を見える化し、東アジア共通食品安全基準の策定に必要な不可欠な法文化的な基盤を構築する。将来的には、かかる多国間リスクコミュニケーションのノウハウが、実質的な協議機構の設立・運営に結びつくことを期待する。

完

文 献

- 1) WHO, Foodborne disease outbreaks: Guidelines for investigation and control, WHO Press, 2008, p. 9 (ISBN 978-92-4-154722-2).
- 2) 韓国食品医薬品安全処. 2019年食中毒の原因調査試験法(2019).
- 3) 食品安全情報院. 食品安全管理システムの改善およびガバナンス確立のための研究, 2018.
- 4) 食品安全情報院. 食中毒安全管理分析と評価最終報告書, 2017, p. 27.
- 5) 松本恒雄. 食品安全法制の現状と課題. 「食品安全法制と市民の安全・安心」(高橋 滋, 一橋大学大学院法学研究科食

^{*10} 裁判所判例検索ページ(2020年1月29日最終閲覧). https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/682/087682_hanrei.pdf

- 品安全プロジェクトチーム編), 第一法規, 2019, p. 3-33 (ISBN: 978-4-474-06559-8).
- 6) 高橋 滋. 食品・農水産物の生産工程管理と認証—グローバル化と食の安全・安心. 「食品安全法制と市民の安全・安心」(高橋 滋, 一橋大学大学院法学研究科食品安全プロジェクトチーム編), 第一法規, 2019, p. 37-58 (ISBN: 978-4-474-06559-8).
 - 7) 田中 誠. 食中毒被害情報管理室の設置と食中毒調査支援システム (NESFD) の構築について, 獣疫学雑誌, 14(1), 2010年.
 - 8) 藤原 凜. 食品安全法制における刑事裁判例の動向—日韓の比較を中心に. 「食品安全法制と市民の安全・安心」(高橋 滋, 一橋大学大学院法学研究科食品安全プロジェクトチーム編), 第一法規, 2019, p. 261-294 (ISBN: 978-4-474-06559-8).
 - 9) 梶川千賀子. 食品安全問題と法律・制度』農林統計出版, 2012年 (ISBN: 978-4-89732-235-3).
 - 10) 李 柱炯. 東北アジア単一食品市場形成のための共通食品安全規格基準構築の可能性に向けての探求 (藤原 凜訳. 函館大学論究, 51(1), p. 65-79 (2019)).
 - 11) 水林 彪. 東アジア法研究の現状と将来. 国際書院. 2009年 (ISBN: 978-4-87791-201-7).
 - 12) 高橋 滋, 只野雅人『東アジアにおける公法の過去, 現在, そして未来』, 国際書院, 2012年 (ISBN: 978-4-87791-226-0).